

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における容積率等の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第7号、第53条第2項6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3（に）欄の6の項の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を次のように定めている。

指定日 区 域	法第52条第1項 第7号の規定に より定める数値 (容積率)	法第53条第1項 第6号の規定に より定める数値 (建ぺい率)	法第56条第1項 第2号ニの規定 により定める数 値 (隣地高さ制限)	法別表第3（に） 欄の5の項の規 定により定める 数値 (道路高さ制限)
平成16年3月30日 根占都市計画区域	10分の40	10分の7	2. 5	1. 5
平成16年5月17日 県内58都市計画区域				
平成21年7月28日 志布志都市計画区域の うち通山地区				
平成26年3月18日 さつま都市計画区域の うち鶴田地区及び虎居 地区				
平成26年10月10日 薩摩川内都市計画区域 のうち永利・塔之原地 区、日之丸周辺地区及 び斧淵地区 肝付都市計画区域のう ち高山地区				
平成28年4月1日 出水都市計画区域のう ち高尾野地区、野田地 区及び切通地区 屋久都市計画区域のう ち安房地区の一部 上屋久都市計画区域の うつ宮之浦地区の一部				
平成28年11月1日 始良都市計画区域のう ち山田地区及び脇元地 区				
平成30年1月19日 大島郡喜界町大字赤連 字山水及び字下城の各 一部				
令和2年3月6日 阿久根都市計画区域の うち脇本、鶴川内。大 川及び西目地区の各地 区の一部				

指定日 区 域	法第52条第1項 第7号の規定に より定める数値 (容積率)	法第53条第1項 第6号の規定に より定める数値 (建ぺい率)	法第56条第1項 第2号二の規定 により定める数 値 (隣地高さ制限)	法別表第3(に) 欄の5の項の規 定により定める 数値 (道路高さ制限)
令和3年3月30日 志布志都市計画区域の うち野井倉地区の一部	10分の40	10分の7	2. 5	1. 5
令和3年3月30日 東市来都市計画区域の うち湯田地区の一部				
令和3年3月30日 伊集院都市計画区域の うち伊集院地区の一部				
令和3年4月1日 鹿屋都市計画区域のう ち今坂地区及び田崎地 区の一部				

指定日 区 域	法第52条第1項 第7号の規定に より定める数値 (容積率)	法第53条第1項 第6号の規定に より定める数値 (建ぺい率)	法第56条第1項 第2号二の規定 により定める数 値 (隣地高さ制限)	法別表第3(に) 欄の5の項の規 定により定める 数値 (道路高さ制限)
平成16年5月17日 国分都市計画区域のう ち、国分市大字府中字土 器川原及び字鼻面の各一 部並びに府中町の一部並 びに大字向花字下土器川 原、字江後及び字天神坊 の全部並びに中央三丁目 の一部並びに大字野口字 東川原の一部並びに野口 東の一部	10分の30	10分の7	2. 5	1. 5

平成16年5月17日 国分都市計画区域のうち 国分市大字府中字鶴川原 及び字松元水流の各一部 並びに府中町の一部並び に大字野口字高見堂の全 部及び字東荒野の一部並 びに大字松木字宮畑、字 宮ノ後、字加治木畑及び 字向川原の全部並びに字 西越倉の一部並びに中央 五丁目の一部並びに大字 福島字曾小川、字中川 原、字樋ノ本、字丸池及 び字塩入川原の全部並び に字古川、字新田、字本 川、字宮前及び字山下の 各一部並びに大字上小川 字市ノ丸、字本池、字高 田及び字池ノ上の全部並 びに字上川原の一部並び に大字広瀬字羽子田、字 高岸、字垂口、字北塩入 及び字南塩入の全部並び に字町ノ後、字塩入及び 字川原の各一部並びに中 央六丁目の一部並びに広 瀬二丁目の一部	当区域については、令和元年に用途地域が指定された ことから、同表に記載する数値は無効になりました。 用途地域指定後の各数値等については、霧島市役所へ お問い合わせください。			1. 2 5
--	---	--	--	--------

(地番は随時変遷していくため、区域については各市町村へご確認ください。)